

周南市国民保護計画の変更について

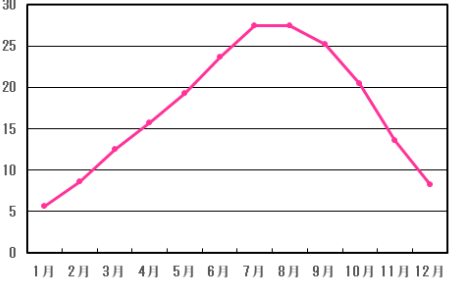
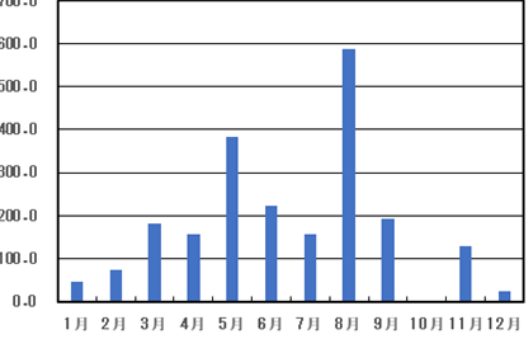
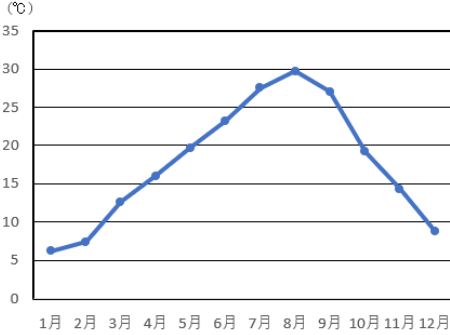
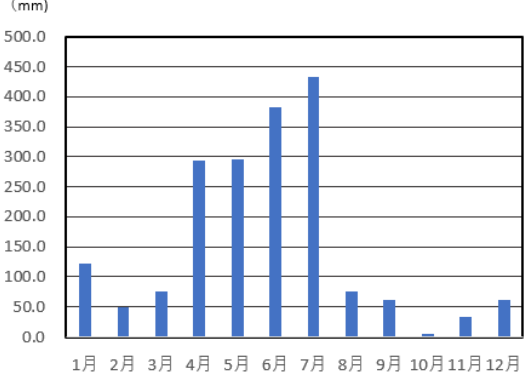
別紙のとおり周南市国民保護計画を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第8項において準用する同条第6項の規定により市議会に報告する。

令和6年6月24日 提出

周南市長 藤 井 律 子

(別紙)

・令和6年6月変更

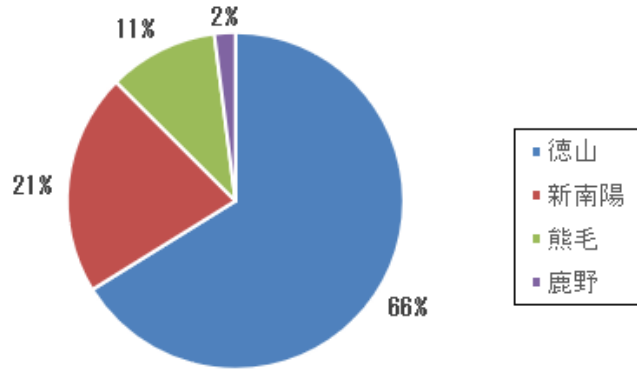
変更前	変更後																																																																																																								
<p>第1編 総論 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 4 市国民保護計画の見直し、変更手続 <u>法第34条</u>関係</p> <p>第4章 市の地理的、社会的特徴 (2)気候 (略) 周南市の月別平均気温 (2021年)</p>  <table border="1"><caption>周南市の月別平均気温 (2021年)</caption><thead><tr><th>月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th></tr></thead><tbody><tr><td>平均気温(°C)</td><td>5</td><td>8</td><td>12</td><td>16</td><td>20</td><td>24</td><td>27</td><td>27</td><td>24</td><td>20</td><td>14</td><td>8</td></tr></tbody></table> <p>周南市の月別降水量 (2021年)</p>  <table border="1"><caption>周南市の月別降水量 (2021年)</caption><thead><tr><th>月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th></tr></thead><tbody><tr><td>降水量(mm)</td><td>40</td><td>70</td><td>180</td><td>150</td><td>380</td><td>220</td><td>150</td><td>580</td><td>180</td><td>120</td><td>20</td><td>20</td></tr></tbody></table>	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均気温(°C)	5	8	12	16	20	24	27	27	24	20	14	8	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	降水量(mm)	40	70	180	150	380	220	150	580	180	120	20	20	<p>第1編 総論 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 4 市国民保護計画の見直し、変更手続 <u>法第35条</u>関係</p> <p>第4章 市の地理的、社会的特徴 (2)気候 (略) 周南市の月別平均気温 (2023年)</p>  <table border="1"><caption>周南市の月別平均気温 (2023年)</caption><thead><tr><th>月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th></tr></thead><tbody><tr><td>平均気温(°C)</td><td>6</td><td>7</td><td>12</td><td>16</td><td>20</td><td>24</td><td>28</td><td>30</td><td>27</td><td>20</td><td>14</td><td>8</td></tr></tbody></table> <p>周南市の月別降水量 (2023年)</p>  <table border="1"><caption>周南市の月別降水量 (2023年)</caption><thead><tr><th>月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th></tr></thead><tbody><tr><td>降水量(mm)</td><td>120</td><td>50</td><td>70</td><td>290</td><td>290</td><td>380</td><td>430</td><td>70</td><td>50</td><td>10</td><td>30</td><td>50</td></tr></tbody></table>	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均気温(°C)	6	7	12	16	20	24	28	30	27	20	14	8	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	降水量(mm)	120	50	70	290	290	380	430	70	50	10	30	50
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																																													
平均気温(°C)	5	8	12	16	20	24	27	27	24	20	14	8																																																																																													
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																																													
降水量(mm)	40	70	180	150	380	220	150	580	180	120	20	20																																																																																													
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																																													
平均気温(°C)	6	7	12	16	20	24	28	30	27	20	14	8																																																																																													
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																																													
降水量(mm)	120	50	70	290	290	380	430	70	50	10	30	50																																																																																													

変更前

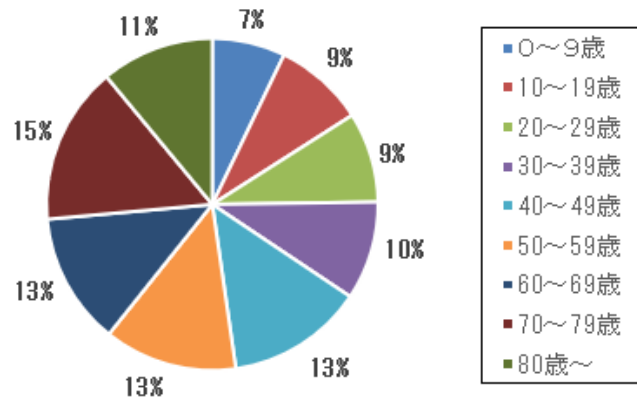
(3)人口分布

(略)

周南市の地域別人口 (2021年)



周南市の年齢別人口 (2021年)



(6)国民保護に及ぼす本市の地域特性

(略)

特性① 有人離島が存在

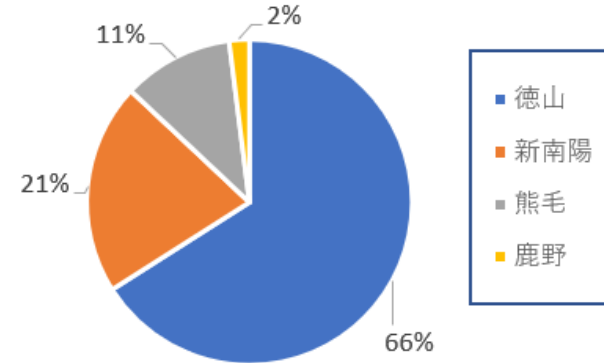
- ・島名 大津島
- ・人口 203人 (R4. 3. 31)

変更後

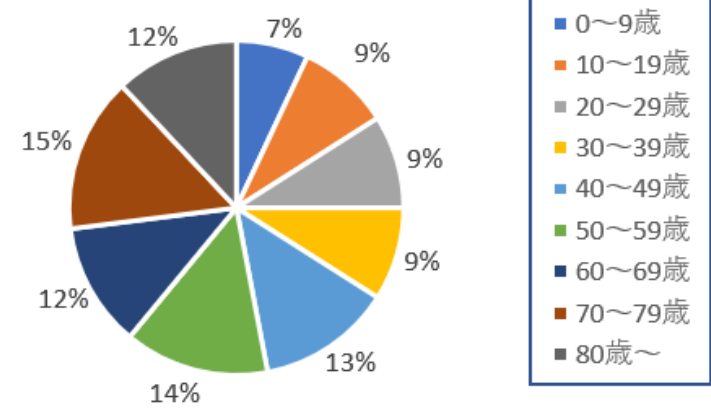
(3)人口分布

(略)

周南市の地域別人口 (2023年)



周南市の年齢別人口 (2023年)



(6)国民保護に及ぼす本市の地域特性

(略)

特性① 有人離島が存在

- ・島名 大津島
- ・人口 179人 (R6. 3. 31)

変更前

- ・ 本土との距離 約 10 km
- ・ 離島航路 所要時間 30 分、フェリー総トン数 145 トン、旅客定員 200 名

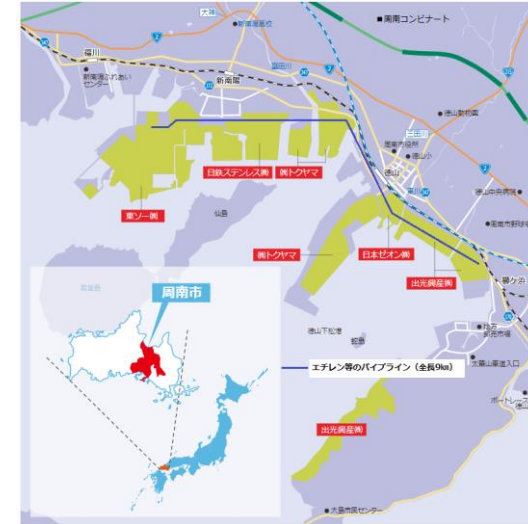
特性② 臨海部に石油コンビナートが存在 (略)



変更後

- ・ 本土との距離 約 10 km
- ・ 離島航路 所要時間 30 分、フェリー総トン数 145 トン、旅客定員 200 名

特性② 臨海部に石油コンビナートが存在 (略)



第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

(略)

また、NBC 攻撃の場合の特徴及び留意点は、以下のとおり

《化学兵器》

特 徴	留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 風下方向に拡散 ・ サリンは空気より重く、下をほうように拡散 	(略)

第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

(略)

また、NBC 攻撃の場合の特徴及び留意点は、以下のとおり

《化学兵器》

特 徴	留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 風下方向に拡散 ・ 神経ガスは空気より重く、下をほうように拡散 	(略)

変更前				変更後			
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備 1 市の各部局における平素の業務 (略) 【市の各部局における平素の業務】				第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備 1 市の各部局における平素の業務 (略) 【市の各部局における平素の業務】			
部局名		平素の業務		部局名		平素の業務	
総務部 企画部 <u>シティネットワーク</u> 推進部		(略)		総務部 企画部		(略)	
財政部 地域振興部		(略)		財政部 地域振興部 <u>文化スポーツ観光部</u>		(略)	
(略)				(略)			
<u>こども・福祉部</u> 健康医療部		(略)		<u>福祉部</u> <u>こども未来部</u> 健康医療部		(略)	
(略)				(略)			
2 市職員の参集基準等 (5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 (略) 【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】				2 市職員の参集基準等 (5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 (略) 【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】			
国民保護 対策本部	名称	代替職員（第 1順位）	代替職員（第 2順位）	国民保護 対策本部	名称	代替職員（第 1順位）	代替職員（第 2順位）

変更前				変更後			
(略)				(略)			
本部員	(略) <u>シティネットワーク推進</u> 部長 (略)	(略) <u>シティネットワーク推進</u> 部次長 (略)	(略) <u>シティプロモーション</u> 課長 (略)	本部員	(略) <u>文化スポーツ</u> <u>観光部長</u> <u>福祉部長</u>	(略) <u>文化スポーツ</u> <u>観光部次長</u> <u>福祉部次長</u>	(略) <u>文化振興課長</u> 地域福祉課長
	<u>こども・福祉</u> 部長 <u>こども局長</u> (略)	<u>こども・福祉</u> 部次長 <u>こども支援課</u> 長 (略)	地域福祉課長 <u>こども支援課</u> 長補佐 (略)		<u>こども未来部</u> 長 (略)	<u>こども未来部</u> 次長 (略)	子育て給付課 長 (略)
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え				第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え			
1 避難に関する基本的事項				1 避難に関する基本的事項			
(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮				(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮			
市は、避難住民の誘導にあたっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。				市は、避難住民の誘導にあたっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。			
その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な避難行動要支援者支援を迅速に実施できるよう職員体制の整備に努める。				その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な避難行動要支援者支援を迅速に実施できるよう職員体制の整備に努める。			
				※【 <u>避難行動要支援者名簿について</u> 】			
				<u>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時にお</u>			

変更前					変更後																																																																												
<p>6 生活関連等施設の把握等 (1) 生活関連等施設の把握等 (略)</p> <p>※【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> <th>県関係課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> <td><u>商政課</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第28条</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> <td><u>防災危機管理課</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> <td><u>新産業振興課</u></td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> <td><u>防災危機管理課</u></td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物質 (汚染物質)</td> <td>文部科学省 経済産業省</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	県関係課	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	<u>商政課</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	第28条	1号	危険物	総務省消防庁	<u>防災危機管理課</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	3号	火薬類	経済産業省	<u>新産業振興課</u>	4号	高圧ガス	経済産業省	<u>防災危機管理課</u>	5号	核燃料物質 (汚染物質)	文部科学省 経済産業省			<p>ける取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である。</p> <p><u>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</u></p> <p><u>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</u></p> <p>6 生活関連等施設の把握等 (1) 生活関連等施設の把握等 (略)</p> <p>※【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> <th>県関係課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> <td><u>産業政策課</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第28条</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> <td><u>消防保安課</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> <td><u>産業政策課</u></td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> <td><u>消防保安課</u></td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物質 (汚染物質)</td> <td>原子力規制委員会</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	県関係課	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	<u>産業政策課</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	第28条	1号	危険物	総務省消防庁	<u>消防保安課</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	3号	火薬類	経済産業省	<u>産業政策課</u>	4号	高圧ガス	経済産業省	<u>消防保安課</u>	5号	核燃料物質 (汚染物質)	原子力規制委員会		
					国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	県関係課																																																																								
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	<u>商政課</u>																																																																													
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																													
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	<u>防災危機管理課</u>																																																																													
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																													
	3号	火薬類	経済産業省	<u>新産業振興課</u>																																																																													
	4号	高圧ガス	経済産業省	<u>防災危機管理課</u>																																																																													
5号	核燃料物質 (汚染物質)	文部科学省 経済産業省																																																																															
国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	県関係課																																																																													
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	<u>産業政策課</u>																																																																													
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																													
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	<u>消防保安課</u>																																																																													
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																													
	3号	火薬類	経済産業省	<u>産業政策課</u>																																																																													
	4号	高圧ガス	経済産業省	<u>消防保安課</u>																																																																													
5号	核燃料物質 (汚染物質)	原子力規制委員会																																																																															

変更前				変更後			
		を含む。)				を含む。)	
	6号	核原料物質	<u>文部科学省</u> <u>経済産業省</u>		6号	核原料物質	<u>原子力規制委員会</u>
	7号	放射性同位元素 (汚染物質を含む。)	<u>文部科学省</u>	防災危機管理課 医務保険課	7号	放射性同位元素 (汚染物質を含む。)	<u>原子力規制委員会</u> 防災危機管理課 医務保険課
	8号	毒劇薬 (<u>薬事法</u>)	厚生労働省 農林水産省	薬務課	8号	毒劇薬 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)	厚生労働省 農林水産省 薬務課
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

第3編 武力攻撃事態等への対処

変更前

変更後

第2章 市対策本部の設置等

第2章 市対策本部の設置等

1 市対策本部の設置

1 市対策本部の設置

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

(略)

(略)



変更前				変更後			
班の編成及び所掌事務 各対策部の編成及び所掌事務は、次のとおりとする。				班の編成及び所掌事務 各対策部の編成及び所掌事務は、次のとおりとする。			
部 (部長)	班 (班長)	担当課	班の所掌事務	部 (部長)	班 (班長)	担当課	班の所掌事務
指揮統制部 (総務部長)	本部班 (防災危機管理課長)	防災危機管理課	(略)	指揮統制部 (総務部長)	本部班 (防災危機管理課長)	防災危機管理課	(略)
		総務課				総務課	
情報対策部 (企画部長) (<u>シティネットワーク推進部長</u>)	情報提供班 (<u>広報戦略課長</u> ： <u>広報責任者</u>)	<u>広報戦略課</u>	(略)	情報対策部 (企画部長)	情報提供班 (<u>広報広聴課長</u> ： <u>広報責任者</u>)	<u>広報広聴課</u>	(略)
		<u>スマートシティ推進課</u>				<u>スマートシティ推進課</u>	
	(略)	第1応援班 (企画課長)	企画課 <u>施設マネジメント課</u>	(略)	(略)	第1応援班 (企画課長)	企画課 <u>公立大学連携課</u>
(略)				(略)			
地域振興対策部 (地域振興部長)	(略)	文化スポーツ課	1 各所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。	地域振興対策部 (地域振興部長)	(略)	(削除)	
	<u>出先施設班</u> (<u>文化スポーツ課長</u>)						

変更前				変更後			
			<u>2 避難所</u> <u>(スポーツ</u> <u>施設)の開</u> <u>設及び運営</u> <u>に関するこ</u> <u>と。</u>				
	市民生活班 (地域づく り推進課 長)	地域づくり推進 課 <u>観光交流課</u>	1 (略) <u>2 外国人の</u> <u>相談窓口に</u> <u>関すること。</u>	市民生活班 (地域づく り推進課 長)	地域づくり推進 課 <u>移住交流推進課</u>	1 (略) <u>2 (削除)</u>	
	<u>動物園班</u> <u>(動物園</u> <u>長)</u>	<u>動物園</u>	<u>1 動物園施</u> <u>設及び施設</u> <u>内における</u> <u>被害状況調</u> <u>査及び応急</u> <u>復旧に関す</u> <u>ること。</u> <u>2 来場者の</u> <u>安全確保及</u> <u>び避難対策</u> <u>に関するこ</u> <u>と。</u> <u>3 動物園施</u> <u>設の応急対</u> <u>策に関する</u> <u>こと。</u>	<u>(削除)</u>			

変更前	変更後			
<u>(新設)</u>	<u>文化スポーツ観光対策部</u> <u>(文化スポーツ観光部長)</u>	<u>出先施設班</u> <u>(文化振興課長)</u>	<u>文化振興課</u> <u>スポーツ振興課</u>	<u>1 各所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</u> <u>2 避難所(文化・スポーツ施設)の開設及び運営に関すること。</u>
		<u>観光施設班</u> <u>(観光振興課長)</u>	<u>観光振興課</u>	<u>1 各所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</u> <u>2 避難所(観光施設)の開設及び運営に関すること。</u> <u>3 外国人の相談窓口に関するこ</u>

変更前				変更後			
							と。
				動物園班 (動物園 長)	動物園		1 動物園施設及び施設内における被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 来場者の安全確保及び避難対策に関すること。 3 動物園施設の応急対策に関すること。
(略)				(略)			
災害救助部 (こども・福祉部長) (こども局長) (健康医療部長)	要支援者対策班 (高齢者支援課長)	高齢者支援課 障害者支援課	1 災害時要支援者の被害状況の調査並びに避難所への保護に関すること。 2 (略) 3 災害時要支援被災者	災害救助部 (福祉部長) (こども未来部長)	要配慮者支援班 (高齢者支援課長)	高齢者支援課 障害者支援課 地域福祉課 指導監査課	1 災害時要配慮者の被害状況の調査並びに避難所への保護に関すること。 2 (略) 3 災害時要配慮被災者

変更前				変更後			
			受入れのための各施設との連絡調整に関すること。 4 (略)				受入れのための各施設との連絡調整に関すること。 4 (略) 5 <u>被災者の移送、収容保護に関すること。</u>
(略)				(略)			
<u>次世代政策班 (次世代政策課長)</u>	<u>次世代政策課 こども支援課</u>		(略)	<u>こども班 (こども保育課長)</u>	<u>こども保育課 子育て給付課</u>		(略)
<u>救護班 (健康づくり推進課長)</u>	<u>健康づくり推進課</u>		1 (略) 2 <u>医療機関との連絡調整に関すること。</u> 3 <u>医療救護所の運営に関すること。</u>	<u>保健活動班 (統括保健師)</u>	<u>あんしん子育て推進課 全保健師</u>		1 (略) 2・3 (削除)
<u>地域医療班 (地域医療課長)</u>	<u>地域医療課 (病院管理室) (鹿野診療所)</u>		1 <u>病院施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</u> 2 <u>災害時の</u>	(削除)			

変更前				変更後			
			<u>医療及び助産に関すること。</u> <u>3 他の医療機関との連絡調整に関すること。</u> <u>4 医薬品及び医療資材の調達に関すること。</u> <u>5 診療所の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</u>				
	<u>第4 応援班（保険年金課長）</u>	<u>保険年金課</u>	<u>1 市民の安否情報の収集及び提供に関すること。</u> <u>2 他部、部内各班の応援に関すること。</u>		<u>（削除）</u>		
<u>（新設）</u>				<u>医療救護部（健康医療部長）</u>	<u>救護班（健康づくり推進課</u>	<u>健康づくり推進課</u>	<u>1 医療機関との連絡調整に関する</u>

変更前	変更後		
	長)		こと。 2 医療救護所の運営に関すること。
	地域医療班 (地域医療課長)	地域医療課 (鹿野診療所) 病院管理課	1 病院施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 災害時の医療及び助産に関すること。 3 他の医療機関との連絡調整に関すること。 4 医薬品及び医療資材の調達に関すること。 5 診療所の被害状況調査及び応急復旧に関すること。

変更前				変更後			
経済対策部 (産業振興 部長)	(略)			(略)			1 市民の安 否情報の収 集及び提供 に関するこ と。
	農林班 (農林課 長)	農林課	(略)	農林班 (農業振興 課長)	農業振興課 農林整備課	(略)	2 他部、部 内各班の応 援に関する こと。
	水産班 (水産課 長)	水産課 (水産物市場を 除く)	(略)	水産班 (水産振興 課長)	水産振興課 (水産物市場を 除く)	(略)	
	地方卸売市 場班 (地方卸売 市場長)	地方卸売市場 水産課 (水産物市場)	(略)	地方卸売市 場班 (地方卸売 市場長)	地方卸売市場 水産振興課 (水産物市場)	(略)	
	第5応援班 (中心市街 地活性化推 進課長)	中心市街地活性 化推進課	1 他部、部 内各班の応 援に関する こと。	(削除)			
	(新設)				中心市街地 班 (中心市街	中心市街地活性 化推進課	1 所管施設 の被害状況 調査及び復

変更前				変更後			
					<u>地活性化推 進課長</u>		<u>旧に関する こと。</u>
(略)				(略)			
(略)				(略)			
<u>競艇対策部</u> (<u>モーター ボート競走 事業管理 者</u>)	<u>競艇班</u> (<u>ボートレ ース管理課 長</u>)	(略)	(略)	<u>ボートレー ス対策部</u> (<u>モーター ボート競走 事業管理 者</u>)	<u>ボートレー ス班</u> (<u>ボートレ ース管理課 長</u>)	(略)	(略)
文教対策部 (<u>教育長</u>) (<u>教育部 長</u>)	(略)	(略)	1 文教対策 部総務班、 生涯学習 班、 <u>地域振 興対策部</u> 出 先施設班と の連携に関 すること。 2～4 (略)	文教対策部 (<u>教育長</u>) (<u>教育部 長</u>)	(略)	(略)	1 文教対策 部総務班、 生涯学習 班、 <u>文化ス ポーツ観光 対策部</u> 出先 施設班との 連携に関す ること。 2～4 (略)
	新南陽総合 出張所教育 班(新南陽 総合出張所 次長)				新南陽総合 出張所教育 班(新南陽 総合出張所 次長)		

変更前				変更後			
	熊毛総合出張所教育班 (熊毛総合出張所次長)	(略)	1 文教対策部総務班、生涯学習班、 <u>地域振興対策部</u> 出先施設班との連携に関すること。 2～4 (略)		熊毛総合出張所教育班 (熊毛総合出張所次長)	(略)	1 文教対策部総務班、生涯学習班、 <u>文化スポーツ観光対策部</u> 出先施設班との連携に関すること。 2～4 (略)
	鹿野総合出張所教育班 (鹿野総合出張所次長)	(略)	1 文教対策部総務班、生涯学習班、 <u>地域振興対策部</u> 出先施設班との連携に関すること。 2～4 (略)		鹿野総合出張所教育班 (鹿野総合出張所次長)	(略)	1 文教対策部総務班、生涯学習班、 <u>文化スポーツ観光対策部</u> 出先施設班との連携に関すること。 2～4 (略)
応援協力部 (議会事務局長)	<u>第6</u> 応援班 (議会事務局次長)	(略)	(略)	応援協力部 (議会事務局長)	<u>第5</u> 応援班 (議会事務局次長)	(略)	(略)

第4章 警報及び避難の指示等
第2 避難住民の誘導等

第4章 警報及び避難の指示等
第2 避難住民の誘導等

変更前	変更後
<p>2 避難実施要領の策定 (2) 避難実施要領の策定における考慮事項 ⑥要支援者の避難方法の決定 <u>(避難支援プラン)</u></p> <p>3 避難住民の誘導 (6) 高齢者、障害者等への配慮 市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害救助部を中心に社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p> <p>(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)</p>	<p>2 避難実施要領の策定 (2) 避難実施要領の策定における考慮事項 ⑥要支援者の避難方法の決定 <u>(避難行動要支援者名簿等の活用)</u></p> <p>3 避難住民の誘導 (6) 高齢者、障害者等への配慮 市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害救助部を中心に社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする <u>(避難行動要支援者名簿等の活用)</u>。</p> <p>(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)</p>

(参 考)

周南市国民保護計画の変更の概要

1 周南市国民保護計画について

本市では、武力攻撃や大規模テロ等から、周南市内の全ての人の生命、身体、財産等を守るため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）及び山口県国民保護計画（以下「県計画」という。）に基づき、平成19年2月に周南市国民保護計画（以下「本計画」という。）を策定している。

2 変更の内容

- (1) 県計画の変更に伴うもの
- (2) 組織改編に伴う名称の変更、統計等の更新
- (3) 字句の修正、補足説明の追記等

3 本計画の変更手続

- (1) 周南市国民保護協議会に諮問（国民保護法第39条第3項）
↓
- (2) 変更
↓
- (3) 市議会に報告（国民保護法第35条第6項）
↓
- (4) 公表（国民保護法第35条第6項）